尼崎市議会文書共有・会議システム賃貸借仕様書

1 件名

尼崎市議会文書共有・会議システム

2 目的

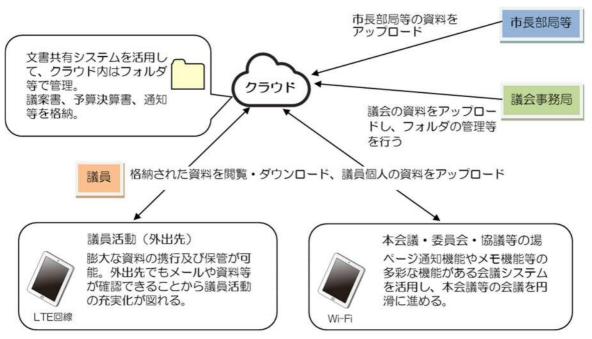
尼崎市議会において、議会関連資料やその他の各種資料を電子データ化し、クラウドサーバーに保存してタブレット端末等で閲覧することにより、ペーパーレス化・省スペース化、事務の合理化・効率化を図り、併せて、本会議や委員会等において、タブレット端末等を用いて、会議の進行等に関する情報のやり取りや、資料データにメモを行うなどにより、円滑かつ効率的な議事運営を図ることを目的とする。

このために必要な情報を保存するクラウドサーバー及び保存した情報を、市が調達する タブレット端末等で閲覧するためのソフトを一体的に備えた尼崎市議会文書共有・会議シ ステム(以下、「システム」という。)を導入する。

なお、タブレット端末等の調達は、本仕様書とは別に実施する。

本仕様書の要件を満たしたシステムでなければ、プロポーザルに参加することはできない。

【事業イメージ】



3 業務の内容

本件は、次の(1)~(3)の項目を一括して行うものとする。

- (1) システムの初期設定
- (2) システムの運用・保守
- (3) システムの操作研修

4 契約期間

契約締結日から令和5年3月31日まで。なお、令和5年度以降の契約については、本契約を締結した事業者と引き続き契約する予定であり、その終期は今後、別途調達する予定のタブレット端末等の契約期間の終期(令和7年8月末を予定)までとする。ただし、令和5年度以降、本契約にかかる予算について、減額又は削除があった場合については、本契約の契約額の減額又は本契約を締結しないこととする。

5 履行期間

- (1) システムの初期設定 契約の日~令和4年8月31日
- (2) システムの操作研修 契約の日~令和5年3月31日
- (3) システムの利用期間 令和4年8月1日~令和5年3月31日
- ※ 具体的な実施時期については、本市と協議の上、実施すること

6 費用の算出

本件に係る費用については、下記の区分で算出すること。

- (1) 初期費用
 - ① システム初期設定費用
 - ② システム研修費用
 - ③ その他導入に必要な初期費用
- (2) 経常費用 (月額及び令和4年8月から令和5年3月までの8ヶ月分の費用総額を算出すること。)
 - ① システム利用料
 - ② システムライセンス料
 - ③ その他導入に必要な経常費用

7 システムの機能要件

(1) システムの内容

システムについては、タブレット端末及びWindows搭載パソコン (OSはWindows10) の計100台で利用し、その機能は「尼崎市議会文書共有・会議システム機能要求書 (様式6号)」の必須項目を最低要件とする。なお、システムの利用は令

和4年8月1日から令和5年3月31日までとし、システムの利用開始日までに本市が 別途調達するタブレット端末53台(議会事務局)においてシステムの初期設定を終え ること。

(2) システムの動作環境

システムの動作環境については、以下の仕様を満たすこと。

- ① システムの運用に支障のないスペックのサーバー機で構成すること。
- ② システムの運用に際して、アクセス性能は良好な反応速度を維持すること。
- ③ サーバーがダウンした場合、直ちに復旧できる対策がとられていること。
- ④ 災害時のデータ喪失を防ぐための体制がとられていること。
- ⑤ 無停電電源装置や発電装置等により、停電時に継続して運用できるよう対策が講じられていること。
- (3) クラウドシステムデータセンター要求仕様 クラウドシステムデータセンター(以下、「データセンター」という。)については、 以下の仕様を満たすこと。
 - ① データセンターは日本国内にあること。
 - ② 日本データセンター協会が制定するデータセンターの基準「ティア3」と同程度以上のデータセンターであること。
 - ③ 建築基準法(昭和25年法律第201号)の規定する耐震構造建築物とし、同法に規定する耐火性能を有し、防火対策及び浸水被害等を防止する措置がとられていること。
 - ④ 建物の出入り口に防犯対策がとられていること。
 - ⑤ データセンターには、事前に登録された者のみが入館できるよう、十分なセキュリティ対策がとられていること。
 - ⑥ サーバー室の入退室管理はシステムにより集中管理し、利用情報を記録すること。

8 運用時間

24時間365日利用が可能であること。(システムメンテナンス等で止むを得ずシステムを一時停止する場合を除く。)

9 セキュリティ

不正アクセスや情報漏えい、ウイルス感染などに対するセキュリティ対策の措置を講じること。

10 システムの操作取扱説明書の作成

以下の操作取扱説明書を作成すること。 また、データでも提供すること。

(1) 利用者操作説明書

利用者操作説明書に基づいた操作を行えば、支障なく簡単にシステムを利用できること。

(2) 管理者操作説明書

システムの管理に必要な作業手順その他必要な事項を記載すること。

11 操作研修

操作取扱説明書の日本語版を作成し提供の上、システム管理者及び利用者を対象とした 操作研修を各1回以上計画し提案すること。なお、研修の実施有無等の詳細については本 市と協議の上、決定する。

12 保守要求仕様

本仕様書にて構築を行う環境の維持及び運用支援を以下のとおり実施すること。

- (1) システムのバージョンアップ及び瑕疵があった場合、速やかに対応を行うこと。
- (2) システムメンテナンス等で止むを得ずシステムを一時停止する場合、あらかじめ本市に連絡の上、承認を得ること。
- (3) ウイルス対策ソフトによる対応を行い、ウイルス定義ファイルの公表から24時間 以内に更新すること。

13 サポート及び障害対応

(1) サポート時間における電話または電子メールでの問い合わせに対応すること。 サポート時間9:00~17:00

(月曜日から金曜日まで、ただし、祝日、12月29日から1月3日までを除く。)

(2) システムの導入及び維持管理において、障害等が発生した場合は速やかに解消すること。なお、障害の原因がハードウェアかシステムによらず速やかに対応すること。

14 その他

- (1) 本件において不明な点は、本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合、本市と協議の上決定することとする。
- (2) 個人情報の保護に関する法律 (平成15年法律第57号)及び 関連法令を遵守する こと 。
- (3) 本件の実施にあたっては、本市の個人情報保護条例、関連規則、情報セキュリティポリシーを遵守すること。
- (4) システムの導入において業務遂行上知り得た一切の情報は、本業務でのみ使用し、本市の同意なくして第三者に漏えいまたは開示してはならない。
- (5) 本件において、仕様書等に記載している内容以外の提案については、契約時の仕様書等に反映し、それを含めた上で契約を行うこと。